

○ 「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」の取扱いに関する留意事項について

改 正 案	現 行
<p>54の3-1 規則第54条の3第1項に規定する準備金等の表示方法は、おおむね次によるものとする。</p> <p><u>固定負債</u></p> <p>..... <u>×××</u></p> <p><u>固定負債合計</u> <u>×××</u></p> <p><u>特別法上の準備金（又は引当金）</u></p> <p>..... <u>×××</u></p> <p><u>特別法上の準備金（又は引当金）合計</u> <u>×××</u></p> <p><u>負債合計</u> <u>×××</u></p>	<p>54の3-1 規則第54条の3第1項に規定する準備金等の表示方法は、おおむね次によるものとする。</p> <p><u>II 固定負債</u></p> <p>..... <u>×××</u></p> <p><u>固定負債合計</u> <u>×××</u></p> <p><u>III 特別法上の準備金（又は引当金）</u></p> <p>..... <u>×××</u></p> <p><u>特別法上の準備金（又は引当金）合計</u> <u>×××</u></p> <p><u>負債合計</u> <u>×××</u></p>
<p>62-1 規則第62条第1項に規定する新株式申込証拠金の表示方法は、おおむね次によるものとする。</p> <p><u>資本金</u> <u>×××</u></p> <p><u>新株式申込証拠金</u> <u>×××</u></p> <p><u>資本剰余金</u> <u>×××</u></p> <p>(別記事業関係)</p> <p>規則第2条及び第10条に規定する別記事業を営む株式会社及び指定法人に係る取扱いに関しては、次の点に留意する。</p> <p>1 規則別記1に掲げる建設業を営む株式会社が提出する財務諸表の記載事項のうち、次に掲げる事項の用語、様式及び作成方法については、規則第2条ただし書の規定により、建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)の定めによらず、規則に定める別記以外の事業に適用される記載方法によるものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(3) 株主資本等変動計算書は規則様式第4号により記載するものとする。</u></p> <p>2 規則別記3に掲げる銀行・信託業を営む株式会社が提出する財務諸表の記載事項のうち、次に掲げる事項の用語、様式及び作成方法については、規則第2条ただし書及び第10条ただし書の規定により、銀行法施行規則(昭和57年大蔵省令第10号)、長期信用銀行法施行規則(昭和57年大蔵省令第13号)及び信託業法施行規則(平成16年内閣府令第107号)の定めによらず、規則に定める別記以外の事業に適用される記載方法によるものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(3) 株主資本等変動計算書は規則様式第4号により記載するものとする。</u></p> <p><u>(4) (略)</u></p>	<p>62-1 規則第62条第1項に規定する新株式申込証拠金の表示方法は、おおむね次によるものとする。</p> <p><u>1 資本金</u> <u>×××</u></p> <p><u>2 新株式申込証拠金</u> <u>×××</u></p> <p><u>3 資本剰余金</u> <u>×××</u></p> <p>(別記事業関係)</p> <p>規則第2条及び第10条に規定する別記事業を営む株式会社及び指定法人に係る取扱いに関しては、次の点に留意する。</p> <p>1 規則別記1に掲げる建設業を営む株式会社が提出する財務諸表の記載事項のうち、次に掲げる事項の用語、様式及び作成方法については、規則第2条ただし書の規定により、建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)の定めによらず、規則に定める別記以外の事業に適用される記載方法によるものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>2 規則別記3に掲げる銀行・信託業を営む株式会社が提出する財務諸表の記載事項のうち、次に掲げる事項の用語、様式及び作成方法については、規則第2条ただし書及び第10条ただし書の規定により、銀行法施行規則(昭和57年大蔵省令第10号)、長期信用銀行法施行規則(昭和57年大蔵省令第13号)及び信託業法施行規則(平成16年内閣府令第107号)の定めによらず、規則に定める別記以外の事業に適用される記載方法によるものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(3) (略)</u></p>

3 規則別記4に掲げる建設業保証業を営む株式会社が提出する財務諸表のうち、株主資本等変動計算書については、規則第2条ただし書の規定により、公共工事の前払金保証事業に関する法律施行規則（昭和27年建設省令第23号）の定めによらず、規則様式第4号により記載するものとする。

4 規則別記5に掲げる第一種金融商品取引業（有価証券関連業に該当するものに限る。）及び規則別記17に掲げる投資運用業（金融商品取引法第28条第4項に規定する投資運用業のうち、同法第2条第8項第14号に掲げる行為を業として行う場合に限る。）を営む株式会社が提出する財務諸表の記載事項のうち、次に掲げる事項の用語、様式及び作成方法については、規則第2条ただし書の規定により、金融商品取引業等に関する内閣府令（平成19年内閣府令第52号）の定めによらず、規則に定める別記以外の事業に適用される記載方法によるものとする。

- (1) 貸借対照表の記載事項のうち、
 - ①～③ (略)(削る)
 - (2) (略)
- (削る)

5 規則別記6に掲げる保険業を営む株式会社又は指定法人が提出する財務諸表の記載事項のうち、次に掲げる事項の用語、様式及び作成方法については、規則第2条ただし書及び第10条ただし書の規定により、保険業法施行規則（平成8年大蔵省令第5号）の定めによらず、規則に定める別記以外の事業に適用される記載方法によるものとする。

- (1)～(3)
 - (4) 株主資本等変動計算書は規則様式第4号により記載するものとする。ただし、指定法人にあっては、同様式に準じて記載するものとする。
 - (5) 規則第10条の規定による注記については、次に掲げる事項（指定法人にあっては、⑩、⑰、⑳、㉑及び㉒の事項を除く。）に関する注記以外のものは記載を要しないこととする。
 - ① (略)
 - ② 規則第8条の5に規定する追加情報（指定法人にあっては、規則第68条の2の規定により注記することとされている事項に相当する事項を含む。）に関する注記
- ③～㉓ (略)

6 規則別記7に掲げる民営鉄道業を営む株式会社が提出する財務諸表の記載事項のうち、次に掲げる事項の用語、様式及び作成方法については、規則第2条ただし書の規定により、鉄道事業会計規則（昭和62年運輸省令第7号。以下「鉄道事業規則」という。）の定めによらず、規則に定める別記以外の事業に適用される記載方法によるものとする。

- (1)・(2) (略)
- (3) 株主資本等変動計算書は規則様式第4号により記載するものとする。

(新設)

3 規則別記5に掲げる第一種金融商品取引業（有価証券関連業に該当するものに限る。）を営む株式会社が提出する財務諸表の記載事項のうち、次に掲げる事項の用語、様式及び作成方法については、規則第2条ただし書の規定により、金融商品取引業等に関する内閣府令（平成19年内閣府令第52号）の定めによらず、規則に定める別記以外の事業に適用される記載方法によるものとする。

- (1) 貸借対照表の記載事項のうち、
 - ①～③ (略)
 - ④ 純資産の部に関する事項
- (2) (略)
- (3) 株主資本等変動計算書は規則様式第4号により記載するものとする。

4 規則別記6に掲げる保険業を営む株式会社又は指定法人が提出する財務諸表の記載事項のうち、次に掲げる事項の用語、様式及び作成方法については、規則第2条ただし書及び第10条ただし書の規定により、保険業法施行規則（平成8年大蔵省令第5号）の定めによらず、規則に定める別記以外の事業に適用される記載方法によるものとする。

- (1)～(3) (略)
 - (4) 株式会社にあっては、株主資本等変動計算書は規則様式第4号により記載するものとする。
 - (5) 規則第10条の規定による注記については、次に掲げる事項（指定法人にあっては、⑱、⑲及び㉑の事項を除く。）に関する注記以外のものは記載を要しないこととする。
 - ① (略)
 - ② 規則第8条の5に規定する追加情報（指定法人にあっては、規則第64条及び規則第68条の規定により注記することとされている事項に相当する事項を含む。）に関する注記
- ③～㉓ (略)

5 規則別記7に掲げる民営鉄道業を営む株式会社が提出する財務諸表の記載事項のうち、次に掲げる事項の用語、様式及び作成方法については、規則第2条ただし書の規定により、鉄道事業会計規則（昭和62年運輸省令第7号。以下「鉄道事業規則」という。）の定めによらず、規則に定める別記以外の事業に適用される記載方法によるものとする。

- (1)・(2) (略)
- (新設)

(4)・(5) (略)

7 規則別記9に掲げる水運業を営む株式会社が提出する財務諸表のうち、株主資本等変動計算書については、規則第2条ただし書の規定により、海運企業財務諸表準則（昭和29年運輸省告示第431号）に規定する様式によらず、規則様式第4号により記載するものとする。

8 規則別記10に掲げる道路運送固定施設業を営む株式会社が提出する財務諸表の記載事項のうち、次に掲げる事項の用語、様式及び作成方法については、規則第2条ただし書の規定により、自動車道事業会計規則（昭和39年運輸省・建設省令第3号）及び高速道路事業等会計規則（平成17年国土交通省令第65号）の定めによらず、規則に定める別記以外の事業に適用される記載方法によるものとする。

なお、自動車道事業会計規則に規定する損益計算書については、自動車道事業会計規則に規定する様式によらず、おおむね、別紙様式により作成するものとする。

(1)・(2) (略)

(3) 株主資本等変動計算書は規則様式第4号により記載するものとする。

(4) (略)

9 規則別記11に掲げる電気通信業を営む株式会社が提出する財務諸表の記載事項のうち、次に掲げる事項の用語、様式及び作成方法については、規則第2条ただし書の規定により、電気通信事業会計規則（昭和60年郵政省令第26号）の定めによらず、規則に定める別記以外の事業に適用される記載方法によるものとする。

(1) (略)

(2) 損益計算書の記載事項のうち、

① (略)

② 規則第95条の4及び第95条の5に規定する当期純損益金額と同一内容のものに関する事項

③・④ (略)

(3) 株主資本等変動計算書は規則様式第4号により記載するものとする。

10 規則別記12に掲げる電気業を営む株式会社が提出する財務諸表の記載事項のうち、次に掲げる事項の用語、様式及び作成方法については、規則第2条ただし書の規定により、電気事業会計規則（昭和40年通商産業省令第57号）の定めによらず、規則に定める別記以外の事業に適用される記載方法によるものとする。

(1)・(2) (略)

(3) 株主資本等変動計算書は規則様式第4号により記載するものとする。

11 規則別記13に掲げるガス業を営む株式会社が提出する財務諸表の記載事項のうち、次に掲げる事項の用語、様式及び作成方法については、規則第2条

(3)・(4) (略)

(新設)

6 規則別記10に掲げる道路運送固定施設業を営む株式会社が提出する財務諸表の記載事項のうち、次に掲げる事項の用語、様式及び作成方法については、規則第2条ただし書の規定により、自動車道事業会計規則（昭和39年運輸省・建設省令第3号）及び高速道路事業等会計規則（平成17年国土交通省令第65号）の定めによらず、規則に定める別記以外の事業に適用される記載方法によるものとする。

なお、自動車道事業会計規則に規定する損益計算書については、自動車道事業会計規則に規定する様式によらず、おおむね、別紙様式により作成するものとする。

(1)・(2) (略)

(新設)

(3) (略)

7 規則別記11に掲げる電気通信業を営む株式会社が提出する財務諸表の記載事項のうち、次に掲げる事項の用語、様式及び作成方法については、規則第2条ただし書の規定により、電気通信事業会計規則（昭和60年郵政省令第26号）の定めによらず、規則に定める別記以外の事業に適用される記載方法によるものとする。

(1) (略)

(2) 損益計算書の記載事項のうち、

① (略)

② 規則第95条の4及び第95条の5に規定する当期純損益と同一内容のものに関する事項

③・④ (略)

(新設)

8 規則別記12に掲げる電気業を営む株式会社が提出する財務諸表の記載事項のうち、次に掲げる事項の用語、様式及び作成方法については、規則第2条ただし書の規定により、電気事業会計規則（昭和40年通商産業省令第57号）の定めによらず、規則に定める別記以外の事業に適用される記載方法によるものとする。

(1)・(2) (略)

(新設)

9 規則別記13に掲げるガス業を営む株式会社が提出する財務諸表の記載事項のうち、次に掲げる事項の用語、様式及び作成方法については、規則第2条

ただし書の規定により、ガス事業会計規則（昭和29年通商産業省令第15号）の定めによらず、規則に定める別記以外の事業に適用される記載方法によるものとする。

(1)・(2) (略)

(3) 株主資本等変動計算書は規則様式第4号により記載するものとする。

12 (略)

13 規則別記20に掲げる医業（社会医療法人債を発行し、又は発行しようとする医療法人が行う業務に限る。）を営む指定法人が提出する財務諸表のうち、株主資本等変動計算書については、規則第2条ただし書の規定により、社会医療法人債を発行する社会医療法人の財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成19年厚生労働省令第38号）に規定する様式によらず、規則様式第4号に準じて記載するものとする。

14 規則別記21に掲げる学校設置事業（金融商品取引法施行令第1条第2号に掲げる証券若しくは証書を発行し、若しくは発行しようとする学校法人等又は同令第1条の3の4に規定する権利を有価証券として発行し、若しくは発行しようとする学校法人等が行う業務に限る。）を営む指定法人が提出する財務諸表のうち、株主資本等変動計算書については、規則第2条ただし書の規定により、有価証券発行学校法人の財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成19年文部科学省令第36号）に規定する様式によらず、規則様式第4号に準じて記載するものとする。

ただし書の規定により、ガス事業会計規則（昭和29年通商産業省令第15号）の定めによらず、規則に定める別記以外の事業に適用される記載方法によるものとする。

(1)・(2) (略)

(新設)

10 (略)

(新設)

(新設)

○ 「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」の取扱いに関する留意事項について

改正案	現 行																																																																																				
(削る)	<p>(別紙) (略) <u>一般旅客自動車運送事業営業費明細表に関する様式</u></p> <p style="text-align: center;"><u>一般旅客自動車運送事業営業費明細表</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 60%;"></th> <th style="width: 20%; text-align: center;">第 期 平成 年 月 日から</th> <th style="width: 20%; text-align: center;">平成 年 月 日まで</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>I 運送費</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td> 人 件 費</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td> 給料手当</td> <td style="text-align: center;">×××</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 賞 与</td> <td style="text-align: center;">×××</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 退 職 金</td> <td style="text-align: center;">×××</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 福利厚生費</td> <td style="text-align: center;">×××</td> <td></td> </tr> <tr> <td> その 他</td> <td style="text-align: center;">×××</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 計</td> <td></td> <td style="text-align: center;">×××</td> </tr> <tr> <td> 燃料油脂費</td> <td></td> <td style="text-align: center;">×××</td> </tr> <tr> <td> 車両修繕費</td> <td></td> <td style="text-align: center;">×××</td> </tr> <tr> <td> 減価償却費</td> <td></td> <td style="text-align: center;">×××</td> </tr> <tr> <td> 租 税 公 課</td> <td></td> <td style="text-align: center;">×××</td> </tr> <tr> <td> 支払保険料</td> <td></td> <td style="text-align: center;">×××</td> </tr> <tr> <td> 施設使用料</td> <td></td> <td style="text-align: center;">×××</td> </tr> <tr> <td> その 他</td> <td></td> <td style="text-align: center;">×××</td> </tr> <tr> <td> 運送費合計</td> <td></td> <td style="text-align: center;">×××</td> </tr> <tr> <td>II 一般管理費</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td> 人 件 費</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td> 給料手当</td> <td style="text-align: center;">×××</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 賞 与</td> <td style="text-align: center;">×××</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 退 職 金</td> <td style="text-align: center;">×××</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 福利厚生費</td> <td style="text-align: center;">×××</td> <td></td> </tr> <tr> <td> その 他</td> <td style="text-align: center;">×××</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 計</td> <td></td> <td style="text-align: center;">×××</td> </tr> <tr> <td> 減価償却費</td> <td></td> <td style="text-align: center;">×××</td> </tr> <tr> <td> その 他</td> <td></td> <td style="text-align: center;">×××</td> </tr> <tr> <td> 一般管理費合計</td> <td></td> <td style="text-align: center;">×××</td> </tr> </tbody> </table>		第 期 平成 年 月 日から	平成 年 月 日まで	I 運送費			人 件 費			給料手当	×××		賞 与	×××		退 職 金	×××		福利厚生費	×××		その 他	×××		計		×××	燃料油脂費		×××	車両修繕費		×××	減価償却費		×××	租 税 公 課		×××	支払保険料		×××	施設使用料		×××	その 他		×××	運送費合計		×××	II 一般管理費			人 件 費			給料手当	×××		賞 与	×××		退 職 金	×××		福利厚生費	×××		その 他	×××		計		×××	減価償却費		×××	その 他		×××	一般管理費合計		×××
	第 期 平成 年 月 日から	平成 年 月 日まで																																																																																			
I 運送費																																																																																					
人 件 費																																																																																					
給料手当	×××																																																																																				
賞 与	×××																																																																																				
退 職 金	×××																																																																																				
福利厚生費	×××																																																																																				
その 他	×××																																																																																				
計		×××																																																																																			
燃料油脂費		×××																																																																																			
車両修繕費		×××																																																																																			
減価償却費		×××																																																																																			
租 税 公 課		×××																																																																																			
支払保険料		×××																																																																																			
施設使用料		×××																																																																																			
その 他		×××																																																																																			
運送費合計		×××																																																																																			
II 一般管理費																																																																																					
人 件 費																																																																																					
給料手当	×××																																																																																				
賞 与	×××																																																																																				
退 職 金	×××																																																																																				
福利厚生費	×××																																																																																				
その 他	×××																																																																																				
計		×××																																																																																			
減価償却費		×××																																																																																			
その 他		×××																																																																																			
一般管理費合計		×××																																																																																			

営業費合計

×××

(記載上の注意)

1. 運送費のうち、「その他」に属するもので、その金額が運送費の100分の5を超えるものは、当該費用又は損失を示す名称を付した科目をもって別に掲記しなければならない。
2. 一般管理費のうち、「その他」に属するもので、その金額が一般管理費の100分の5を超えるものは、当該費用又は損失を示す名称を付した科目をもって別に掲記しなければならない。
3. 賞与、退職金及び修繕費等について引当金繰入額がある場合には、その設定目的及び引当金繰入額であることを示す名称を付した科目をもって別に掲記しなければならない。ただし、当該科目及び金額を注記し又はそれぞれの科目の内書として付記することができる。

○ 「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」の取扱いに関する留意事項について

改 正 案					現 行				
電気通信事業営業費用明細表に関する様式					電気通信事業営業費用明細表に関する様式				
電気通信事業営業費用明細表					電気通信事業営業費用明細表				
区 分	事 業 費	管 理 費	計	概 要	区 分	事 業 費	管 理 費	計	概 要
人 件 費					人 件 費				
経 費				/	経 費				/
材料・部品費					材料・部品費				
消耗品費					消耗品費				
借料・損料					借料・損料				
保 險 料					保 險 料				
光熱水道料					光熱水道料				
修 繕 費					修 繕 費				
旅費交通費					旅費交通費				
通信運搬費					通信運搬費				
広告宣伝費					広告宣伝費				
交 際 費					交 際 費				
厚 生 費					厚 生 費				
作業委託費					作業委託費				
雑 費					雑 費				
業 務 委 託 費					業 務 委 託 費				
海底線支払費					海底線支払費				
衛生支払費					衛生支払費				
回線使用料					回線使用料				
小 計				/	小 計				/
減価償却費					試験研究費償却				
固定資産除却費					減価償却費				

通信設備使用料					固定資産除却費				
租 税 公 課					通信設備使用料				
合 計					租 税 公 課				
					合 計				

○ 「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」の取扱いに関する留意事項について

改 正 案	現 行
(削る)	<p style="text-align: center;"><u>一般旅客自動車運送事業損益計算書に関する様式</u></p> <p style="text-align: center;"><u>一般旅客自動車運送事業損益計算書</u></p> <p style="text-align: center;">自 平成×年×月×日 至 平成×年×月×日</p> <p>I 一般旅客自動車運送事業営業収益</p> <p>1 旅客運送収入 ×××</p> <p>2 運送雑収 ××× ×××</p> <p style="padding-left: 20px;">一般旅客自動車運送事業営業費</p> <p>1 運送費 ×××</p> <p>2 一般管理費 ××× ×××</p> <p style="padding-left: 20px;">一般旅客自動車運送事業営業利益 ×××</p> <p style="padding-left: 40px;">(又は一般旅客自動車 運送事業営業損失)</p> <p>II 何々事業営業収益 ×××</p> <p style="padding-left: 20px;">何々事業営業費</p> <p style="padding-left: 40px;">..... ×××</p> <p style="padding-left: 40px;">..... ××× ×××</p> <p style="padding-left: 40px;">何々事業営業利益 ×××</p> <p style="padding-left: 60px;">(又は何々事業営業損失)</p> <p style="padding-left: 40px;">全事業営業利益 ×××</p> <p style="padding-left: 60px;">(又は全事業営業損失)</p> <p>III 営業外収益</p> <p style="padding-left: 20px;">受取利息及び割引料 ×××</p> <p style="padding-left: 20px;">有価証券利息 ×××</p> <p style="padding-left: 20px;">受取配当金 ×××</p> <p style="padding-left: 20px;">仕入割引 ×××</p> <p style="padding-left: 20px;">投資不動産賃貸料 ×××</p> <p style="padding-left: 40px;">..... ××× ×××</p> <p>IV 営業外費用</p> <p style="padding-left: 20px;">支払利息及び割引料 ×××</p> <p style="padding-left: 20px;">社債利息 ×××</p> <p style="padding-left: 20px;">社債発行差金償却 ×××</p> <p style="padding-left: 20px;">社債発行費償却 ×××</p> <p style="padding-left: 20px;">売上割引 ×××</p> <p style="padding-left: 40px;">..... ××× ×××</p>

	経常利益（又は経常損失）		<u>×××</u>
V	特別利益		
	前期損益修正益	×××	
	固定資産売却益	×××	
	<u>×××</u>	<u>×××</u>
VI	特別損失		
	前期損益修正損	×××	
	固定資産売却損	×××	
	減損損失	×××	
	災害による損失	×××	
	<u>×××</u>	<u>×××</u>
	税引前当期純利益 （又は税引前当期純損失）		<u>×××</u>
	法人税、住民税及び事業税	×××	
	法人税等調整額	<u>×××</u>	<u>×××</u>
	当期純利益		<u>×××</u>
	前期繰越利益 （若しくは前期繰越損失）		<u>×××</u>
	中間配当積立金取崩額		<u>×××</u>
	中間配当額		<u>×××</u>
	中間配当に伴う利益準備金積立額		<u>×××</u>
	当期末処分利益 （又は当期末処理損失）		<u>×××</u>

○ 「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」の取扱いに関する留意事項について

改 正 案	現 行							
自動車道事業損益計算書に関する様式 【損益計算書】	自動車道事業損益計算書に関する様式							
(単位：円)								
<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">前事業年度</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">当事業年度</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(自 平成 年 月 日</td> <td style="text-align: center;">(自 平成 年 月 日</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">至 平成 年 月 日)</td> <td style="text-align: center;">至 平成 年 月 日)</td> </tr> </table>	前事業年度	当事業年度	(自 平成 年 月 日	(自 平成 年 月 日	至 平成 年 月 日)	至 平成 年 月 日)	自動車道事業損益計算書 自 平成×年×月×日 至 平成×年×月×日	
前事業年度	当事業年度							
(自 平成 年 月 日	(自 平成 年 月 日							
至 平成 年 月 日)	至 平成 年 月 日)							
自動車道事業営業損益								
営業収益								
自動車道収入	×××	×××						
自動車道雑収	×××	×××						
営業収益合計	×××	×××						
営業費用								
自動車道費	×××	×××						
一般管理費	×××	×××						
.....	×××	×××						
.....	×××	×××						
営業費用合計	×××	×××						
自動車道事業営業利益 (又は自動車道事業 営業損失)	×××	×××						
××事業営業損益								
営業収益	×××	×××						
営業費用								
.....	×××	×××						
.....	×××	×××						
営業費用合計	×××	×××						
××事業営業利益 (又は××事業営業損失)	×××	×××						
全事業営業利益 (又は全事業営業損失)	×××	×××						
営業外収益								
受取利息	×××	×××						
有価証券利息	×××	×××						
受取配当金	×××	×××						
仕入割引	×××	×××						
投資不動産賃貸料	×××	×××						
.....	×××	×××						
.....	×××	×××						
営業外収益合計	×××	×××						
営業外費用								
支払利息	×××	×××						
社債利息	×××	×××						
社債発行費償却	×××	×××						
売上割引	×××	×××						

 | | | |------------------------------|-----| | I 自動車道事業営業収益 | | | 1 自動車道収入 | ××× | | 2 自動車道雑収 | ××× | | 自動車道事業営業費 | | | 1 自動車道費 | ××× | | 2 一般管理費 | ××× | | 自動車道事業営業利益
(又は自動車道事業営業損失) | ××× | | II 何々事業営業収益 | ××× | | 何々事業営業費 | | | | ××× | | | ××× | | 何々事業営業利益
(又は何々事業営業損失) | ××× | | 全事業営業利益
(又は全事業営業損失) | ××× | | III 営業外収益 | | | 受取利息及び割引料 | ××× | | 有価証券利息 | ××× | | 受取配当金 | ××× | | 仕入割引 | ××× | | 投資不動産賃貸料 | ××× | | | ××× | | | ××× | | IV 営業外費用 | | | 支払利息及び割引料 | ××× | | 社債利息 | ××× | | 社債発行差金償却 | ××× | | 社債発行費償却 | ××× | | 売上割引 | ××× | | | ××× | | | ××× | | |

.....	×××	×××	経常利益（又は経常損失）		×××
.....	×××	×××	V 特別利益		
営業外費用合計	×××	×××	前期損益修正益	×××	
経常利益（又は経常損失）	×××	×××	固定資産売却益	×××	
特別利益			×××	×××
前期損益修正益	×××	×××	VI 特別損失		
固定資産売却益	×××	×××	前期損益修正損	×××	
.....	×××	×××	固定資産売却損	×××	
.....	×××	×××	減損損失	×××	
特別利益合計	×××	×××	災害による損失	×××	
特別損失			×××	×××
前期損益修正損	×××	×××	税引前当期純利益		×××
固定資産売却損	×××	×××	（又は税引前当期純損失）		
減損損失	×××	×××	法人税、住民税及び事業税	×××	
災害による損失	×××	×××	法人税等調整額	×××	×××
.....	×××	×××	当期純利益		×××
.....	×××	×××	前期繰越利益		×××
特別損失合計	×××	×××	（若しくは前期繰越損失）		
税引前当期純利益（又は税引前当期純損失）	×××	×××	中間配当積立金取崩額		×××
法人税、住民税及び事業税	×××	×××	中間配当額		×××
法人税等調整額	×××	×××	中間配当に伴う利益準備金積立額		×××
法人税等合計	×××	×××	当期末処分利益		×××
当期純利益（又は当期純損失）	×××	×××	（又は当期末処理損失）		×××